

## 第6章 計画の推進

### 1. 基本方針について

宜野湾市役所全体が環境配慮行動を主体的かつ積極的に取り組み、削減目標が達成されるよう計画を推進することを基本方針とします。

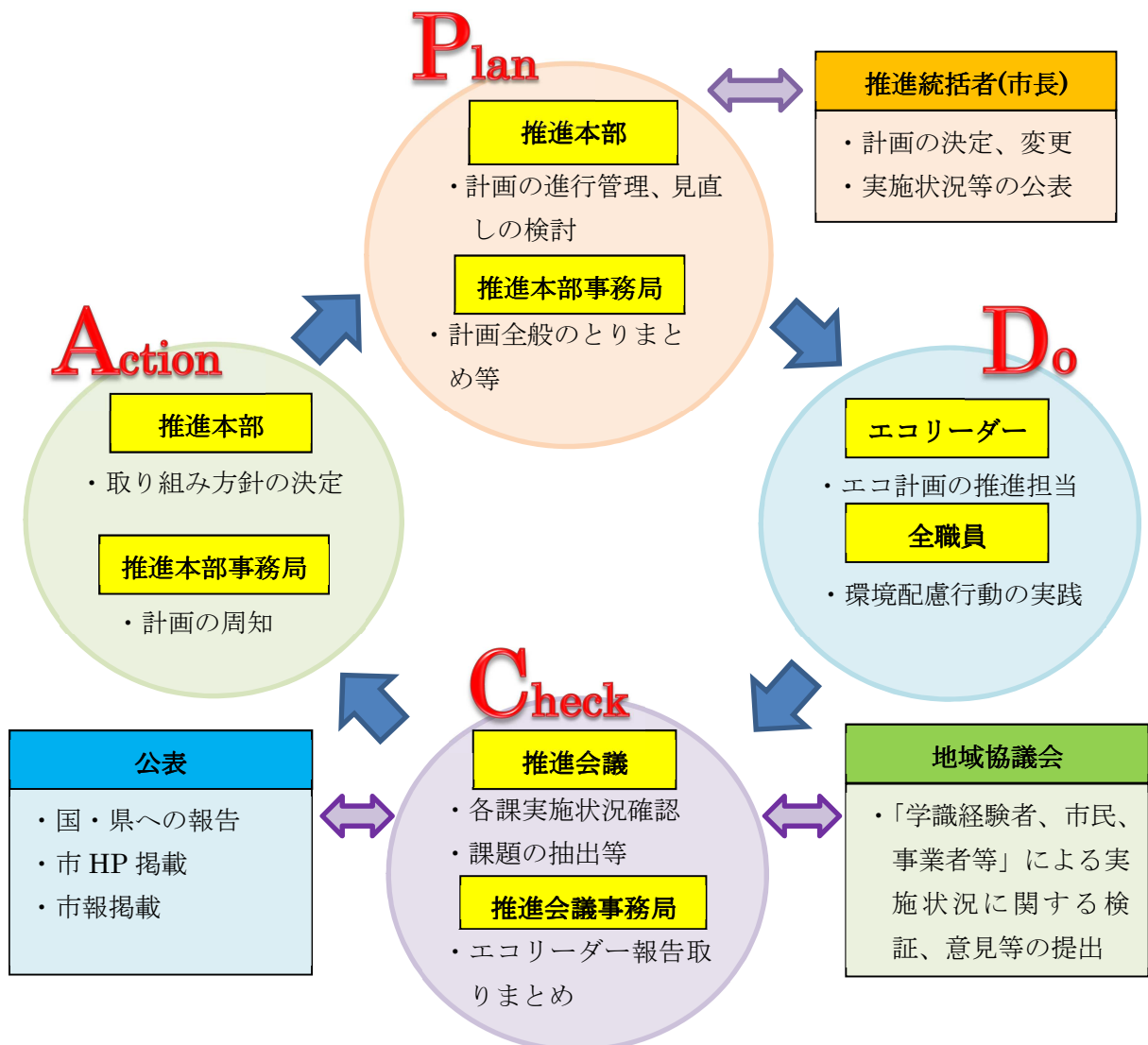
また、エコ計画を推進するため、市長をエコ計画推進統括者（以下「推進統括者」という。）とし、副市長をエコ計画副推進統括者（以下、「副推進統括者」という。）とします。

さらに、今回の計画より「区域施策編」との整合を図るため、「区域施策編」の推進母体である地域協議会※を推進体制に組み込みます。

※地域協議会・・・温対法第26条に基づき、平成25年2月設立

### 2. 計画推進体制

エコ計画の推進を図るため、下図のようなPDCAサイクルを実行し、目標達成に向けた全庁的な取り組みの徹底を図ります。



(1) 計画 (Plan)

①推進統括者は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。

(2) 実施 (Do)

①全職員が目標達成に向け創意工夫を凝らし、自主的、積極的に行動する。

②エコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ各部局毎の推進会議に報告する。

(3) 点検 (Check)

①推進会議は、エコリーダーの報告により実施状況を確認し、課題及び解決策を検討し、結果を推進本部に報告する。

②地域協議会は、計画及び実施状況に関して、検証等を行い、必要に応じて、意見等を提出する。

(4) 改善 (Action)

①推進本部は、推進会議の報告・提案等を審議し、取り組みの改善を行う。

②実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施し、課題解決に努める。

#### 4. 職員に対する意識啓発等

(1) 研修担当課は、職員の意識啓発を図るため環境に関する研修を実施する。

(2) 模範的な事例や取組等についての広報を行う。

(3) エコ計画推進強化月間等を設け模範的な部署 (Good Job 課など) を表彰する。

#### 5. 計画の実施状況の公表

(1) 推進統括者 (市長) は、毎年一回、エコ計画に基づく措置の実施状況 (温室効果ガス総排出量を含む。) を公表する。

(2) 公表の方法は、広報誌及び市のホームページ等にて行う。

#### 6. 各所管課の役割

(1) 各部局等の主管課

①各部局等における推進会議の庶務を行う。

(2) 物品等の集中調達所管課【環境対策課】【契約検査課】【総務課】

- ①環境配慮製品等の調達を円滑にするため宜野湾市グリーン購入基本方針に基づき、各部局等へ周知する。
- ②契約物品単価表（環境配慮製品）を作成し、各部局等へ周知する。
- ③不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(3) 庁舎等の管理所管課【総務課】【各施設担当課】

- ①照明、空調、その他設備・機器等の管理は、環境の配慮に努めるとともに、エコ計画に基づき適切に行う。
- ②省エネ機器を積極的に導入する。
- ③庁舎内の家電製品については、撤去を含めて適正な管理を行う。
- ④廃棄物の減量やリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。

(4) 情報システムの管理所管課【IT推進室】

- ①省エネタイプのパソコンや周辺機器等の導入を図る。
- ②庁内ネットワーク等の整備を推進し、用紙量の使用削減を図る。

(5) 職員の研修及び庁内組織の所管課【人事課】【行政改革推進室】

- ①エコ計画に関する研修を行う。
- ②組織体制の適正管理及び定時退庁、時間外勤務の縮減を図る。

(6) 公共工事の環境対策及び市公共施設の設計等を所管する課【建設部】【水道局施設課】【教育委員会施設課】

- ①公共施設の整備等に伴う資材関連の再資源化を促進する。
- ②公共施設の設計にあたっては、環境配慮製品や省エネ機器の導入に努める。また、太陽光発電施設など自然エネルギーの活用にも努める。

(7) 市予算を統括する課【財政課】【企画政策課】

- ①予算編成方針や見積基準策定にあたっては、環境配慮製品の購入及び環境配慮型公共施設整備等を考慮する。

(8) 事務局【環境対策課】

- ①エコ計画に関する事務を統括する。
- ②エコ計画を市役所全体に周知徹底する。
- ③推進本部及び推進会議による点検・評価等を経て実績報告書を作成、公表する。
- ④その他エコ計画の推進に関すること。